

エントリーシート（重要事項確認）

(保育所入所について)

チェック欄

①	利用調整は提出期限内に提出された書類で審査いたします。口頭や電話での申請や変更は行えません。	<input type="checkbox"/>
②	申し込みの内容が事実と異なる場合は、入所決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
③	町内の保育所に空きがあった場合でも、入所希望保育所として記載がない場合、利用調整の対象にはなりません。	<input type="checkbox"/>
④	就労を理由に申し込みの方は、勤務実績を加味して利用調整します。勤務実績が未記載あるいは不明の場合、正しい指數認定ができないことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑤	提出書類の記載内容について、職場やご家庭に電話等により問い合わせを行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑥	保護者以外の同居者に係る就労証明等は、生計を一にしているか否かを問わず、同居する20歳以上65歳未満の方全員に提出していただきます。提出されない場合は入所調整時における調整指數の減点対象です。	<input type="checkbox"/>
⑦	三芳町以外の保育所を希望する場合、入所規定や必要書類等を事前に希望先自治体へご確認の上、提出期限のおおむね2週間前までにご提出ください。利用調整は希望先の自治体が行うため三芳町と同じ申し込み手続きでは対象外となることがあります。	<input type="checkbox"/>
⑧	申し込み後、家庭の状況等が変わった場合は至急変更に係る書類を提出してください。ご提出のない変更が判明した場合や申し込みの内容が事実と異なる場合は入所決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑨	就労証明書等において入所後に就労形態が変わる場合は、あらかじめ受付時にお申し出ください。	<input type="checkbox"/>

(保育所通所にあたって)

⑩	育児休業取得中で入所申込みをする場合、入所した月の翌月初日までに就労復帰することが条件で調整を行います。育児休業からの復帰が遅れた場合や復帰をせずに転職等を理由に退職する場合は退所となります。（例：4月1日入所であれば5月1日までに就労復帰）	<input type="checkbox"/>
⑪	育児休業取得中の方が入所決定し、就労復帰した後は速やかに育児休業から復職した旨が記載された就労証明書をご提出ください。就労復帰前に復帰予定で作成された就労証明書は、復帰したことを証明する書類として認められません。 (例　4月1日入所し、4月20日に作成された5月1日復帰予定の就労証明書は認められません)	<input type="checkbox"/>
⑫	就労誓約書で入所が決定された場合、入所後3ヶ月以内に就労し証明書が提出されない場合は退所となります。	<input type="checkbox"/>
⑬	入所後に保護者の方が退職又は転職する場合、条件によっては退所となります。	<input type="checkbox"/>
⑭	入所後に次子を出産する場合は、育児休暇取得等の条件を満たさないと退所となります。	<input type="checkbox"/>
⑮	保育所入所後に家庭の状況等（住所・世帯構成・就労等）が変わった場合は、速やかに届出をしてください。届出のない変更が判明した場合、退所となることがあります。	<input type="checkbox"/>
⑯	入所日は月の初日です。お子さんが慣れるまでの間、短時間保育（慣らし保育）があります。短時間保育（慣らし保育）の期間はお子さんによって異なります。	<input type="checkbox"/>
⑰	保育料を三芳町の定める納付期限までに納めない場合、税法上の滞納処分を受ける場合があります。	<input type="checkbox"/>

(転園にあたって)

⑱	保育所の転園を希望する場合は、町内保育所転園希望届を提出してください。	<input type="checkbox"/>
⑲	転園希望者が多数いた場合は、保育の必要度合いに基づき調整を行います。	<input type="checkbox"/>
⑳	転園決定後は、元の保育所に戻ることはできません。	<input type="checkbox"/>

裏面もご覧ください

エントリーシート（重要事項確認）

(保育の実施にあたって)

㉑	保育料算定に必要な場合、所得や税額等について税務担当課・関係官署に調査・問い合わせを行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
㉒	児童の健康・発達状況について、健診担当課・保健所等の関係機関に問い合わせを行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
㉓	保育料に含まれる給食材料費につきましては給食を食べない場合でも減額とはなりません。	<input type="checkbox"/>

(支給認定について)

㉔	認定期間が満了した場合は、町に支給認定証の返還をしてください。（2歳児クラスのお子さんは年度途中にお子さんの満3歳到達により認定区分が変更となり、新しい支給認定証が交付されます。）	<input type="checkbox"/>
㉕	保育の必要な事由・保育の必要量が変更になった場合は、支給認定変更申請が必要になります。速やかに町に変更前の支給認定証を返還し、新しい支給認定証の交付を受けてください。	<input type="checkbox"/>
㉖	転出する場合は、三芳町における支給認定は取り消しとなります。支給認定証は三芳町に返還してください。	<input type="checkbox"/>
㉗	「就労誓約書」で入所申込をされた方が支給認定開始と同時に入所となった場合、支給認定証の有効期限が3ヶ月で終了しますので、有効期限内に就労証明書の提出をしてください。就労証明書の提出がない場合は、支給認定期間が終了となりますので退所となります。	<input type="checkbox"/>
㉘	入所後に就職活動を開始する「就労誓約書」で入所申込をされた方が待機となった場合、保護者が保育可能な期間は支給認定されません。支給認定証は入所が内定したときに3ヶ月の有効期限で交付されます。	<input type="checkbox"/>
㉙	支給認定申請の内容が事実と異なる場合、支給認定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
㉚	支給認定なく、保育施設の利用はできません。支給認定が取り消された場合や、お子さんの満3歳到達による認定期間の更新以外で支給認定期間が終了となった場合は退所となります。	<input type="checkbox"/>
㉛	支給認定については、年に一度保育を必要とする事由について現況確認があります。	<input type="checkbox"/>

(就労証明書等保育が必要な理由の証明書類について)

㉜	就労証明書には原則会社等の押印は必要ありませんが、二枚にわたり就労証明書を提出する場合（片面印刷にて提出する場合）は保護者の方の割り印を押し提出してください。	<input type="checkbox"/>
㉝	就労証明書等保育が必要な理由の証明書類を証明元の許可なく無断で作成、改変した時には有印私文書偽造・変造罪が成立し得ます。また、虚偽の申告をしたとして、支給認定・入所決定を取り消します。保育所入所後であれば、退所となります。	<input type="checkbox"/>
㉞	就労内定で申込みした場合や、転職された場合、個人事業を開始された場合等は、就労後おおむね3ヶ月後に実績が記載された就労証明書を提出ください。	<input type="checkbox"/>
㉟	就労証明書に記載された就労時間の実績が月64時間を超えていない場合、就労証明書を提出されても、保育の必要性が確認できないため、支給認定を取り消し、退所となることがあります。	<input type="checkbox"/>

上記事項について了承しました。

年 月 日

氏名（保護者名）

住所